5～10　（略）

（削る。）

11　捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

12　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

13　（略）

（削る。）

（漁獲監理専門官）

第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

2　漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督に関するものを助ける。

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（削る。）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る。）

（削る。）

6・7　（略）

8　第四十六条第一項の消費税対策官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5～10　（略）

11　捕鯨情報企画官は、捕鯨に関する情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

12　捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14　（略）

15　まぐろ資源検査官は、命を受けて、漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

（新設）

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官五人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十五条　仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、資源管理推進官一人及び漁船検査官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁船検査官の職務）

第五百五十八条　漁船検査官は、漁船の検査に関する事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第四十六条第一項の消費税対策官、第五十条第一項の企画官のうち一人並びに近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（附則第十項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第五百三十二条第一項の水産制度専門官及び第五百三十三条第一項の経営専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8・9　（略）

（新設）